

教育総務課の事務室(窓口)が変更になりました

令和5年2月20日(月)から教育総務課の事務室(窓口)が下記のとおり変更となりました。
お手続きでご来庁される際にはご注意ください。

【現行】西原町役場庁舎 1階東側



【変更後】西原町役場庁舎 3階東側

ご来庁の際は、東側階段かエレベータをご利用ください。

引っ越しごみについて

引っ越しの際に家庭から大量に出るもえる・もえない・粗大ごみは、一度に収集できません。前もって計画的に出すようにしましょう。また、一時的に大量排出する場合は、個人で東部環境美化センターに直接持ち込むことができます。(役場へ事前申し込みが必要であり、処分手数料100円/10kgがかかります。)

家庭から出るごみの中には町では収集しないごみがあります。町で収集しないごみは適正に処理しましょう。

※町が収集しないごみについて



- 家電リサイクル法による、特定家庭用機器・エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機(小売店等に引き取らせてください)
- 新築、増築、改築などによって生じたごみ(請け負った業者に処理させてください)
- 法律に定める産業廃棄物(建築廃材、コンクリート、ブロックの破片、ガスボンベなど)
- 注射針等は医療廃棄物として、各自で適正な処理をしてください。
- パソコン本体及びディスプレイは、町と協定を締結したリネットジャパン株式会社に宅配便回収を依頼することができます(無料)。詳しくは西原町ホームページをご参照ください。
- または一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL. 03-5282-7685)にお問い合わせしてください。
- 無料回収をうたう不用品回収業者は、利用することのないようお願いいたします。後で料金を請求されたり、不適正な処理や不法投棄に巻き込まれたりするなどのトラブルが発生しています。ごみの出し方については町のホームページからでも確認できます。

【お問い合わせ先】総務部環境安全課 環境保全係 ☎098-945-5018



軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませ下さい。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、令和5年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

軽自動車を解体しただけでは廃車(抹消)手続をしたことにはなりません。車両の解体後は各窓口にて手続が必要となります。ご注意ください。

～3月末になると窓口がたいへん混みます。早めの手続をお願いします。～

| 車種/排気量 | 抹消 | 名義変更 | 住所変更 | 手続窓口/お問い合わせ |
|---------------------|-------------------------|--|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 原動機付自転車 ~125cc | ・標識交付証明書 ・印鑑(法人のみ) | ・標識交付証明書 ・自賠責保険証明書 ・新・旧所有者の印鑑(法人のみ) | ※町外転出の場合 左記抹消手続参照 | 西原町役場 総務部 税務課 ☎ 098-945-4729 |
| 小型特殊自動車(ミニカー・農耕用作業) | ・ナンバープレート | ・新・旧所有者の印鑑(法人のみ) | ※町内転居の場合 不要 | |
| 軽二輪車 126cc~250cc | ・届出済証(検査証) ・ナンバープレート | ・届出済証(検査証) ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 ・自賠責保険証明書 | ・届出済証(検査証) ・新住所の住民票抄本 ・自賠責保険証明書 | 沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎ 050-5540-2091 |
| 小型二輪 251cc~ | ・自動車検査証 ・ナンバープレート | ・自動車検査証 ・新使用者の住民票抄本 ・譲渡証明書 | ・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 | |
| 軽自動車 | ・自動車検査証 ・ナンバープレート | ・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本(写しでも可) | ・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本(写しでも可) | 軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3126 |

※車種によって手続の窓口が異なります。ご確認の上、手続してください。

病児・病後児保育事業

3月1日から次年度の事前登録を受付します。

仕事の都合等で病気のお子さんを面倒みるできない時に、太田小児科医院で一時的に預って保育します。
※利用したい年度毎にこども課窓口で登録が必要です。

詳しいことは



こども子育て支援ガイド



QRコードが利用できない方は、
西原町ホームページ>こども子育て支援ガイド>子育て中の方>病児・病後児保育事業

【お問い合わせ】福祉部 こども課 子育て支援係
☎ 098-945-5311

ファミリーサポートセンター

子どもの一時預かりや、保育施設への送迎など、地域で行っている子育て支援です。
利用前に会員登録が必要です。

●西原町ファミリーサポートセンター利用料助成事業

以下の世帯を対象に利用料助成事業を行っています。
必要書類についてはホームページを確認し、こども課にて申請を行ってください。

※利用したい年度毎にこども課窓口にて申請が必要です。
3月1日から次年度の事前登録を受付します。

■対象

- ①ひとり親世帯
- ②市町村民税 非課税世帯
- ③ダブルケア世帯
- ④障がい児のいる世帯
- ⑤多胎児のいる世帯

詳しいことは



こども子育て支援ガイド



QRコードが利用できない方は、
西原町ホームページ>こども子育て支援ガイド>子育て中の方>ファミリーサポートセンター

【お問い合わせ】福祉部 こども課 子育て支援係
☎ 098-945-5311

児童館マミーキッズクラブ会員募集中！

☆対象 0歳から4歳の親子

☆内容

親子体操やリトミック、親子遠足、運動会、季節の行事イベントなどを行っています。
行事に参加できなくても、保護者の交流や情報交換の場として利用できます。気軽にお越しください。

☆時間

西原・坂田・西原南 毎週水曜日 10:30から11:30
西原東 毎週金曜日 10:30から11:30

☆マミーキッズクラブ会員になるには？

お近くの児童館で入会できます。手続をした児童館での会員登録となります。
会費は無料ですが、材料費など実費がかかる事があります。
※曜日や時間は変更になる場合があります。詳しくは、児童館だよりや各児童館にお問い合わせください。

毎月の児童館イベント情報は「児童館だより」で！
QRコードが利用できない方は西原町ホームページからアクセス
西原町トップページ>広報・情報公開>児童館だより



保育士等の募集について

町内認可保育園等にて令和5年度の保育士等を募集しております。

保育士の方、保育に興味のある方、西原町の保育園で働いてみませんか？

お申し込みは、各園に直接お問い合わせください。

●募集保育園

| 園名 | TEL | 募集 |
|-----------------|----------|------------------------------|
| 私立こぼとけがふ保育園 | 946-5817 | |
| 私立西原白百合保育園 | 945-4534 | |
| 私立さわふじ保育園 | 946-2540 | ○保育士 |
| こぼとけ保育園(小規模保育) | 945-6828 | |
| キティハウス(事業所内保育) | 943-0011 | |
| 私立西原保育園 | 943-3727 | ○保育士 ○子育て支援員の研修を修了した方 |
| 私立さくらんぼ保育園 | 946-1340 | ○保育士 |
| 私立さざなみ保育園 | 945-1164 | ○子育て支援員の研修を修了した方 |
| 私立さうんど保育園 | 945-2397 | ○今後、研修等を受けて保育に携わっていきたいとお考えの方 |
| うえはら保育園(小規模保育) | 917-4234 | |
| 私立善隣幼稚園(認定こども園) | 944-5344 | ○保育教諭 |

○西原町では、町内の認可保育園等に新規で勤務される方に対して就職奨励金を交付しています。交付には要件がありますので、詳しくはこども課保育所係までお問い合わせください。

【こども課】☎098-945-5311(内2709・2708)



今年はコスモス色!!

国保証切替のお知らせ

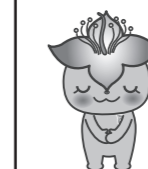
国民健康保険税を2月28日までに完納した世帯については、3月中旬から保険証を郵送(簡易書留)します。(窓口での切替手続は不要です)

ただし、下記の世帯は窓口での切替手続が必要です。

・国民健康保険税を2月28日までに完納していない世帯
・福祉施設等への入所や修学のために住民登録を町外に移した方がいる世帯

(対象者の被保険者証は、窓口での切替になります。在園証明書、または在学証明書を持参のうえ、来庁をお願いします。)

3月中旬頃に郵送される「きりかえのお知らせ」ハガキをご確認のうえ、健康保険課窓口まで来庁をお願いします。
期間：3月15日(水)～3月31日(金)(土日・祝日を除く)
受付時間：8:30～17:00(12時から13時を除く)



期限切れのまま医療機関で受診すると全額自己負担になりますので、切替手続は忘れずをお願いします！

【お問い合わせ】福祉部 健康保険課 国民健康保険係
☎ 098-911-9163